

平成 29 年度第 1 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成 29 年 4 月 12 日 (水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2 階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		15時08分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1 番	庄倉 三保子	出席	10 番	三嶋 國夫	出席
	2 番	頼田 洋子	出席	11 番	船谷 永泰	出席
	3 番	岡田 篤幸	出席	12 番	秦野 俊美	出席
	4 番	岩田 有司	出席	13 番	亀尾 和男	出席
	5 番	植田 健	出席	14 番	井田 憲美	出席
	6 番	種 正明	出席	15 番	井上 雅夫	出席
	7 番	作野 英明	出席	16 番	白川 透	欠席
	8 番	松川 徹	出席	17 番	市川 春樹	出席
	9 番	井上 武	出席	18 番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	17 番	市川 春樹		1 番	庄倉 三保子	
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 恩田 優美 産業課課長補佐 竹中 智彦					
傍聴人	0 人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第 1 号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第 2 号	農地の認定について
第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について
第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
第 6 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 7 号	農用地利用配分計画の意見照会について
第 8 号	南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則及び要綱の設定について
報告事項	(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について (2) 農地復元完了届について (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について
その他	(1) 平成 29 年度第 2 回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、平成 29 年度第 1 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は、16 番白川委員がインフルエンザの為欠席です。委員数 18 名中 17 名の出席です。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～
	局長補佐	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長と

		して進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員： 17番 市川 春樹 1番 庄倉 三保子 書記：恩田 優美
4. 議 事 議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について	議 長	議事に入ります。『議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	議案第1号 南部町農業委員会事務局職員の任免について。平成29年4月1日付けの南部町職員人事異動により本会事務局職員を任免したので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めます。芝田 卓巳農業委員会事務局職員に任命する。農業委員会事務局勤務を命ずる。局長を命ずる。
	会 長	辞令、職 課長、氏名 芝田卓巳、南部町農業委員会事務局職員に併せて任命する。農業委員会事務局勤務を命ずる。局長を命ずる。平成29年4月1日。南部町農業委員会。
	局 長	4月1日付けの移動により建設課より来させて頂きました。今後ともよろしくをお願いします。
議案第2号 農地の認定について	議 長	『議案第2号農地の認定について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局 長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請における地目について、地目変更することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【 議案第2号朗読及び説明（議案書2頁）】 土地の表示： m ² 登記地目：原野 現況：畑 変更：畑 土地の表示： m ² m ² 登記地目：原野 現況：畑 変更：畑 登記名義人： 登記地目は原野ですが、現況は畑ですので地目の変更を提案します。
	議 長	議案第2号についてご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請における地目について議決承認されました。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	議 長	数が大変多いです。譲渡し人は全て同じですので、譲受人と面積のみの読み上げにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	一 同	異議なし。

局長補佐

【 議案第 3 号朗読及び説明（議案書 3～13 頁）】

譲渡人は全て で耕作面積は m^2 です。 譲渡理由はその他、権利の種類は所有権移転です。

番号 1

畑：12 筆 m^2 合計： 畑 12 筆 m^2

譲受人： 耕作面積： m^2

番号 2

畑：16 筆 m^2 合計： 畑 16 筆 m^2

譲受人： 耕作面積： m^2

番号 3

畑：19 筆 m^2 合計： 畑 19 筆 m^2

譲受人： 耕作面積： m^2

番号 4

畑：7 筆 m^2 合計： 畑 7 筆 m^2

譲受人： 耕作面積： m^2

番号 5

畑：1 筆 m^2 合計： 畑 1 筆 m^2

譲受人： 耕作面積： m^2

番号 6

畑：17 筆 m^2 原野：1 筆 m^2 合計：18 筆 m^2

譲受人：

番号 7

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 8

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 9

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 10

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 11

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 12

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 13

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

譲受人：

番号 14

畑：1 筆 m^2 合計：1 筆 m^2

		<p>譲受人： 番号 15 畑：1筆 m² 合計：1筆 m² 譲受人： 許可基準、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。譲受事由をその他としていますが、朝金果樹農場法人解散に伴う所有権の移転です。</p>
	議長	議案第 3 号につきましては現地調査を行っていますので、種委員より現地調査報告をお願いします。
	種委員	<p>現地調査資料の 1、2 ページを見て下さい。位置は の西側にあたる一帯です。2 ページで現地の報告をします。番号 1 から 6 までは良いと思います。7 番の は、この地番の 側周辺に 3m の 4m くらいの作業小屋が建っていました。2 a 未満の農業用施設の届を出して頂いてから許可するべきではないかという話になりました。8 番の は一部が杉林になっていました。分割して農地と非農地に分けて頂かないと許可出来ないのではということになりました。15 番の 三角の形をした畑の北側に 1 間半と 1 間くらいの作業小屋が建っていました。ここも 2 a 未満の農業用施設の届を出して頂いてから許可を出すべきではないかという話になりました。以上、本日 9 時から、恩田会長、市川職務代理、岩田委員、松川委員、井上委員、井田委員、私、事務局から芝田局長、亀尾局長補佐の 9 名で現地調査を行った結果、農業用施設も建っているし、山林の部分もあるし、分割されてから許可を出した方が良いのではということで一致しました。</p>
	議長	議案第 3 号について質疑を受けます。
	作野委員	現況は畑となっていますが、荒れ放題のままなのか、果樹が残っているのか、現況はどのような状況ですか。
	種委員	柿が主体で一部が梨で全て耕作されています。
	作野委員	分かりました。
	議長	議案第 3 号につきましては保留としたいと思います、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』は保留ということに決定しました。
議案第 4 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	『議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局長	議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 1 条の 7 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	<p>【 議案第 4 号朗読及び説明（議案書 14 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m² 合計：畑 1 筆 m²</p>

		<p>申請人： 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農振農用地除外地です。申請地は半径 300m以内に南部町役場天萬庁舎があります。農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備です。事業目的から見た転用面積は適当で、転用妥当と判断しての申請です。</p>
	議長	議案第 4 号について質疑を受けます。
	作野委員	<p>現地調査資料に平面図が付いていますが、その事について質問します。左下に説明文が記載されています。その中の“これは参考図です”という文言が引っ掛かります。この平面図は現地確認調査を行った上で出されたものではないという解釈もできます。設置が不可能な場合は撤去ということですが、総会に出される資料としては、この文言には疑問を感じます。</p>
	局長補佐	<p>4 項目の説明文が書いてありますが、あくまでもこの総会で許可が下りてから設置されますので予想図となることをご理解頂きたいと思います。現地確認も行い高低差はありませんし、申請者からも設置可能であると聞いています。事務局も施工業者と直接話を行った上で議案を上げています。</p>
	議長	地元の農業委員さんからも説明をお願いします。
	市川委員	<p>現地は、当初現地確認をした際は曖昧なところもありましたが、事務局を通して、設置場所をきちんと示してもらい、敷地内にはポールも立ててもらいました。本日の現地調査では設置予定地を詳しく表示されていました。資金調達、その他の書類も全て揃っていますし、地元農業委員として、ここに建てられることを確信しています。</p>
	作野委員	分かりました。
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
4. 議事 議案第 5 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	『議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	<p>議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 7 条の 1 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。</p>
	局長補佐	<p>【 議案第 5 号朗読及び説明（議案書 15～16 頁）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>小計：田 1 筆 m² 畑 1 筆 合計 1 筆 m²</p> <p>契約種別：売買 用途：農業用施設</p> <p>転用目的及び施設の概要：農業用倉庫</p> <p>この申請地は農業振興地域農用地で、原則転用不許可であります。農</p>

	<p>業用施設の建設の場合は例外として転用が認められています。今回の転用目的は、農業用施設で、調整乾燥施設、玄米保管庫、加工室の建設です。申請地は一般住宅から離れており、事業面積からみた転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当としての申請です。</p> <p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 登記：田 現況：田 m²</p> <p>貸人： 借人：</p> <p>契約種別：使用貸借 用途：住宅</p> <p>転用目的及び施設の概要：分家農家住宅</p> <p>この申請地は農振農用地除外地です。申請地は、土地改良事業等の施行区域外で、小集団の生産力の低い農地のため、第 2 種、その他農地に該当します。転用計画は分家農家住宅です。事業面積からみた転用面積は問題なく、転用妥当としての申請です。</p>
議長	<p>議案第 5 号につきましては現地調査を行っていますので、種委員より現地調査報告をお願いします。</p>
種委員	<p>先ほどの報告と同じ 9 名で午前 9 時より現地調査を行いました。</p> <p>番号 1 ですが、現地調査資料の 7、8、9 ページになります。場所は、徳長の公民館の南側に川があり、そこを渡った所になります。現地確認をしましたところの北側に水路が入っています。その水路の縁に 2m くらいの農道が付いていました。農道と施設用地を分割して頂かなければいけないのではないかとお願いしました。それから 9 ページの平面図を見て頂くと、南側に三角形の土地が残るようになっています。その土地に関する土地計画が無かったので、ここについても計画書を出して頂くようお願いしました。現地立会の上、分割して農地と非農地を分けてもらう。残地については、きちんとした土地利用計画書を出してもらうということで、全員一致で今回は保留ではないかということになりました。</p> <p>番号 2 は、現地調査資料の 13 から 19 ページです。14 ページを見て下さい。申請地の右側は赤線で農道です。北側の道路には水路が通っています。南側は 3m くらいの集落道です。東側の、は本人さんの畑です。は他人の土地ですが同意が取ってあります。73 も本人さんの農地です。周囲は殆どが本人さんの農地です。西側には 1m の L 字溝を道路際に付けられます。それから、80 cm の L 字溝と、一番縁に 20 cm の U 字溝を埋けて雨水を流される計画です。以上、番号 2 については許可妥当ではないかと判断しています。</p>
議長	<p>議案第 5 号について質疑を受けます。</p>
作野委員	<p>番号 1 の現地調査報告の中で、農道と水路が一緒になっているので分割をしてもらうという説明がありましたが図面では分かりにくいので、ボードに書いて分かりやすく説明してもらえませんか。それから、三角の残置について計画がないというのはおかしいと思います。</p>
局長補佐	<p>現地調査資料の 9 ページを見て下さい。最終雨水等柵の右側に農道、</p>

		隣地境界線と書いてありますが、公図上には農道は無く分筆した方が良いのではないかとということです。 (ボードに図面を書いて説明)
	作野委員	その農道部分は登記上は個人所有なのですか。
	局長補佐	登記上区分は無く、の中に含まれているので個人の所有です。
	作野委員	個人の所有なら境界線という表示があるのはおかしいではないですか。
	種委員	8ページの公図の北側を見て下さい。 と の間の細い線は水路です。現地にもあることを確認しました。その上に道路があるわけです。 の内側に道路が付いているということです。農道は勝手に付けられたのではないかと解釈をしました。
	議 長	残地の利用についても説明をお願いします。
	局長補佐	三角の部分が空白でしたので確認したところ、今のところ計画されていないような回答でした。利用されないのならば分筆して頂かないといけないし、利用されるのであれば計画書等で明確にして頂かないといけないということです。
	議 長	その様な状況の中で、現地調査委員で協議し保留と判断したわけです。他にございませんか。
		(質問、意見なし)
	議 長	ないようですので異議なしと認め『議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、番号1を保留とし、番号2は議決承認されました。
議案第6号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第6号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第6号農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	議 長	事前に議案書はお配りしていますので、読み上げにつきまちは要点だけとしたいと思います。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書 18～25 頁)】 [新 規] 整理番号 86～ 98 番 設定を受ける者： 3名 設定をする者： 4名 設定をする土地： 5筆 計 9,572㎡ [再設定] 整理番号 90～ 98 番 設定を受ける者： 6名 設定をする者： 9名 設定をする土地： 13筆 計 17,488㎡ [農地中間管理権を取得する場合]

		<p>整理番号 1～ 4 番 設定をする者 : 4 名 設定をする土地 : 8 筆 計 13,296 m² 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	6 号議案につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について』は承認されました。
議案第 7 号		(産業課竹中課長補佐入室)
農用地利用配分計画の意見照会について	議 長	議案第 7 号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	<p>農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。</p> <p>【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読】。</p>
	議 長	このことにつきまして質疑を受けます。
		(質問・意見等なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	『議案第 7 号農用地利用配分計画(案)の意見照会について』決定致しました。
		(産業課竹中課長補佐退室)
議案第 8 号	議 長	『南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則及び要綱の設定について』説明を求めます。
南部町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則及び要綱の設定について	局長補佐	<p>38、39 ページと 40、41 ページは同じものを付けていましたので、38、39 ページは削除をお願いします。時間の都合もありますので、28 ページから要点をかつまんで説明致します。農地利用最適化推進委員委については改正に伴い新しくできました。農業委員会が委嘱するという法律です。したがって農業委員会で規則を定める必要があります。今回はその規則について提案させていただきます。第 2 条の募集等の人員は、既に農業委員会総会で審議し決定した人数です。32 ページからは推薦書、申込書を付けていま。40、41 ページは農地利用最適化推進委員候補者選定委員会設置要綱です。推薦を受けた方、公募により応募された方について、選定委員会の中で適切な方かどうか審議を行うという内容です。7 月に新しい農業委員さんが誕生します。</p>
	議 長	ご質問がありましたらお受けします。
	市川委員	日程等の説明がなかったので、大体で良いですので今後のスケジュールを教えてください。
	局長補佐	<p>農業委員につきましては、これから公募をかけます。本日からホームページで公募をかけたいと考えています。農業委員については 5 月上旬を期限として、5 月中旬に町の方で選定委員会を開催し、6 月の定例議会に上程します。7 月に現在の委員さんの任期満了になり、7 月 20 日から新</p>

		しい委員さんが決まる予定です。推進委員さんについては、その新しい農業委員さん 7 名で、どの様な方法で決めていくか検討を行いたいと考えています。その方針が定まった後に広報等の手続きを行います。最初は農業委員 7 名でスタートし推進最適化委員さんが加わり 18 名での活動となります。
	市川委員	分かりました。
	議 長	他にございませんか。ないようですので議案第 8 号は議決承認されました。
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』 朗読及び説明（議案書 42 頁）】 議案第 5 号で 5 条申請の承認を頂いた農地です。担い手育成機構を通して さんが賃貸借されていましたが、合意解約をされて転用という申請です。
	議 長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について報告を終わります。
	(2) 復元完了届について	議 長
局長補佐		【『農地法第 5 条第 1 項の規定による復元完了届について』 朗読及び説明（議案書 43～45 頁）】
議 長		私も現地確認をしましたが、1 番から 7 番まで全て現状復帰してあったことを報告します。
(3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について	議 長	『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』上程します。提案者の説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明（議案書 46 頁）】 先ほど報告事項で報告しました復元完了届は、が事業を行っておられましたが、事業が一度終了して同じ場所で第 2 工事が行われます。
	議 長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について報告を終わります。
平成 29 年度 第 1 回農業員 会総会の日程 について	議 長	平成 29 年度第 2 回南部町農業委員会総会は、平成 29 年 5 月 9 日（火）に開催致します。
その他	作野幹事	(花見会、歓送迎会の案内)
8、閉 会	議 長	これにて平成 29 年度第 1 回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。

